## 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 は 5 年 ご と の 更 新 が 必 要 で す 。

●水道法第25条の3の2の規定により、<u>5年ごとの更新が必要です。</u> 令和元年9月29日以前に指定を受けている工事事業者のみなさまは、 指定を受けた日によって、更新受付期間が異なります。(下表参照) <u>受付期間内に更新申請されない場合は失効</u>となりますのでご注意ください。

白河市で指定を受けた日	更新受付期間
平成19年4月1日~平成25年3月31日	令和4年9月30日~令和5年9月29日
平成25年4月1日~令和元年9月29日	令和5年9月30日~令和6年9月29日

- ●指定更新の要件は、<u>水道法第25条の3(指定の基準)</u> を準用し、下記の3項目の確認を行います。
- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- ◎指定更新申請時に、下記の4項目の確認を行います。 ※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、 適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認
- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- ●更新申請に必要な書類
- ・様式第1及び第2
- •機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
- ・選任する主任技術者の確認書類 (<u>免状</u>又は<u>技術者証</u>等)
  - ◎4項目確認資料
  - •講習会の受講修了証等
  - •外部研修の受講実施履歴等
  - ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

●指定更新手数料

10,000円(非課税)

◇更新申請についてのお問い合せは 白河市水道課 TEL:0248-27-3222(経営係)